

平成23年第1回三笠市議会定例会

平成23年3月17日(第2日目)

議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 一般行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

議事日程

- 日程第1 諸般報告について(一般行政報告)
- 日程第2 議案第5号から議案第27号までについて(委報第2号)
- 日程第3 議案第28号 三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 意見書案第1号 若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書
- 日程第5 意見書案第2号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

出席議員(12名)

| | | | | | |
|-----|-----|-----------|-----|-----|-----------|
| 議 長 | 5番 | 高 橋 守 氏 | 副議長 | 1番 | 丸 山 修 一 氏 |
| | 2番 | 岩 崎 龍 子 氏 | | 3番 | 佐 藤 孝 治 氏 |
| | 4番 | 齊 藤 且 氏 | | 6番 | 武 田 悌 一 氏 |
| | 7番 | 儀 惣 淳 一 氏 | | 8番 | 猿 田 重 夫 氏 |
| | 9番 | 谷 津 邦 夫 氏 | | 10番 | 藤 浪 成 憲 氏 |
| | 11番 | 扇 谷 知 巳 氏 | | 12番 | 熊 谷 進 氏 |

欠席議員(0名)

説明員

| | | | |
|------------------|-----------|---------|-----------|
| 市 長 | 小林 和 男 氏 | 副 市 長 | 西城 賢 策 氏 |
| 総 務 部 長 | 北 山 一 幸 氏 | 総 務 課 長 | 金 子 満 氏 |
| 総務課主幹・ 選管事務局長 | 清 水 光 一 氏 | 財 務 課 長 | 右 田 敏 氏 |
| 企画経済部長 | 中 沢 敏 男 氏 | 企画振興課長 | 小 田 弘 幸 氏 |
| 農 林 課 長 | 中 原 保 氏 | 商工観光課長 | 猿 田 智 樹 氏 |

| | | | |
|-----------|----------|-----------------|----------|
| 環境福祉部長 | 永田 徹 氏 | 市民生活課長 | 須河 恵介 氏 |
| 福祉事務所長 | 阿部 弘之 氏 | 保健福祉課長 | 田中 哲也 氏 |
| 建設部長 | 高嶋 善男 氏 | 建設管理課長 | 松浦 基晴 氏 |
| 建設課長 | 三宅 博文 氏 | 水道課長 | 鈴木 英夫 氏 |
| 教育委員長 | 折笠 真仁 氏 | 教育長 | 富樫 繁樹 氏 |
| 教育次長 | 澤上 弘一 氏 | 学校教育課長 | 米田 廣文 氏 |
| 学校教育課主幹 | 梅津 吉昭 氏 | 社会教育課長 | 高森 裕司 氏 |
| 博物館長 | 栗山 俊彰 氏 | 病院事務局長 | 松本 哲宜 氏 |
| 消防長 | 長谷川 浩二 氏 | 消防署長兼 総務予防課長 | 辻 道元 信 氏 |
| 生活安全センター長 | 阿部 英雄 氏 | 消防課長 | 木村 幸雄 氏 |
| 監査委員 | 森原 裕 氏 | 監査委員事務局長 | 鈴木 信之 氏 |
| 出席事務局職員 | | | |
| 議会事務局長 | 星野 直義 氏 | 総務係長 | 豊口 哲也 氏 |

開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸 般 報 告

議長（高橋 守氏） 日程の1 諸般報告に入ります。
一般行政報告の追加について、市長から報告を求めます。
市長、登壇報告願います。
小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 行政報告追加分を申し上げます。

昨日早朝、午前8時29分ではありますが、消防のほうに火災の発生の電話がありまして、直ちに消防車が出動いたしました。

場所は、榊町460番地59（市営住宅2-8-1）というところございまして、私も連絡を受けまして直ちに現場に行きましたが、もう既に火の手があって、私が行ったときにはもうほぼ消火を終えた段階で、ただ煙がなかなか抜けないということで、屋根に穴をあけて、屋根から煙を出して、その間に消防職員が中に入って、その家主が不明だったものですから入りました。残念ながら、消火後、その世帯主であります方が焼死体として発見されたと。焼死体についての確認については、遺族の方に見ていただいたと同時に、道警の本部は遺体から採取した血液等についてDNAを検査するというので、ほぼ間違いなさだろうという、そういう状況でした。

今回の火災は、この方が障害を持っている方ということもございまして、今後、こういうような事態が想定されます。過去にそういったことがあったのかないのかを含めまして、こういった障害者に対する問題を、ある意味において提起してきた問題だと思っておりますので、内部で十分検討して、こうした悲劇が起こらないように今後とも対処していきたい、このようなことを申し上げて報告にかえさせていただきます。

以上です。

議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号消防本部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですので、一般行政報告については、報告済みといたします。

以上をもちまして、諸般報告を終了いたします。

日程第2 議案第5号から議案第27号までについて（委報
第2号）

議長（高橋 守氏） 日程の2 委報第2号、議案第5号から議案第27号までについてを一括議題といたします。

本件は、さきの本会議において予算審査特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

佐藤委員長、登壇報告願います。

（予算審査特別委員会委員長佐藤孝治氏 登壇）

予算審査特別委員会委員長（佐藤孝治氏） さきの本会議において付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第5号から議案第27号までについての計23件であります。

以下、御報告申し上げますが、議長を除く全議員が委員となり審査を行っておりますので、審査の詳細及び質疑、答弁の内容につきましては省略させていただき、審査の結果についてのみを御報告させていただきます。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

それでは、報告いたします。

議案第5号三笠市公の施設使用料等特例条例の制定について、議案第6号三笠市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号三笠市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号三笠市立博物館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号三笠市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号三笠市新産業創造等事業促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号平成22年度三笠市一般会計補正予算（第7回）について、議案第15号平成22年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議案第16号平成22年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第5回）について、議案第17号平成22年度三笠市水道事業会計補正予算（第3回）について、議案第18号平成22年度三笠市下水道事業会計補正予算（第4回）について、議案第19号平成22年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第6回）について、議案第20号平成23年度三笠市一般会計予算について、議案第21号平成23年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第22号平成23年度三笠市国民健康

保険特別会計予算について、議案第23号平成23年度三笠市介護保険特別会計予算について、議案第24号平成23年度三笠市育英特別会計予算について、議案第25号平成23年度三笠市水道事業会計予算について、議案第26号平成23年度三笠市下水道事業会計予算について、議案第27号平成23年度市立三笠総合病院事業会計予算については、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての御報告といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第5号から議案第27号までについて、一括質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第5号から議案第27号までについての質疑を終了させていただきます。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第5号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第5号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第5号三笠市公の施設使用料等特例条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第6号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第6号三笠市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第7号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第7号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第7号三笠市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第8号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第8号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第8号三笠市立博物館設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第9号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第9号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第9号三笠市生活安全条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第10号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第10号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第10号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第11号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 1 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 1 1 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 1 2 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 2 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 1 2 号三笠市新産業創造等事業促進条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決いたします。

次に、議案第 1 3 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 1 3 号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決いたします。

次に、議案第 1 4 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 4 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 1 4 号平成 2 2 年度三笠市一般会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決いたします。

次に、議案第15号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第15号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第15号平成22年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決いたします。

次に、議案第16号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了させます。

お諮りいたします。

議案第16号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第16号平成22年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決いたします。

次に、議案第17号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第17号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第17号平成22年度三笠市水道事業会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決いたします。

次に、議案第18号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第18号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第18号平成22年度三笠市下水道事業会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決いたします。

次に、議案第19号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第19号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第19号平成22年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決いたします。

次に、議案第20号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第20号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第20号平成23年度三笠市一般会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りします。

議案第21号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第21号平成23年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りいたします。

議案第 2 2 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 2 2 号平成 2 3 年度三笠市国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 2 3 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りいたします。

議案第 2 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 2 3 号平成 2 3 年度三笠市介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 2 4 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りいたします。

議案第 2 4 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 2 4 号平成 2 3 年度三笠市育英特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 2 5 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りいたします。

議案第 2 5 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 2 5 号平成 2 3 年度三笠市水道事業会計予算については、委員長報告のとおり原

案可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第26号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第26号平成23年度三笠市下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第27号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第27号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第27号平成23年度市立三笠総合病院事業会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第28号 三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長(高橋 守氏) 日程の3 議案第28号三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでございますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑、討論を省略することに決定をいたしました。

続いて、お諮り申し上げます。

議案第28号については、原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第28号三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 意見書案第1号 若者の雇用対策の更なる充実を
求める意見書

議長(高橋 守氏) 日程の4 意見書案第1号若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書を議題といたします。

本案については、丸山議員ほか2名の方から共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、佐藤議員から提案理由の説明を求めます。

佐藤議員、登壇説明願います。

(3番佐藤孝治氏 登壇)

3番(佐藤孝治氏) 意見書案第1号を朗読提案によって提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書。

今春卒業見込みの大学生の就職内定率は昨年12月1日時点で68.8%にとどまり、調査を開始した96年以降で最悪となりました。日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。

景気低迷が長引く中、大企業が採用を絞り込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方、採用意欲が高い中小企業には人材が集まらないといった、いわゆる雇用のミスマッチ(不適合)が就職内定率低下の要因の一つと考えられます。政府は、こうした事態を深刻に受けとめ、今こそ若者の雇用対策をさらに充実させるべきです。

特に、都市部で暮らす学生が地方の企業情報を求めても、地方に所在する多くの中小企業は資金的余裕がないなどの理由で事業内容や採用情報などを提供できておらず、都市と地方の雇用情報の格差が指摘されています。若者の雇用確保と地元企業の活性化のためにも、自治体が行う中小企業と学生をつなぐ「マッチング事業」に積極的な支援が必要と考えます。

よって、政府におかれては、雇用ミスマッチの解消をはじめとする若者の雇用対策を充実させるため、以下の項目を早急に決定・実施するよう強く求めます。

記

1、人材を求める地方の中小企業と学生をつなぐためのマッチング事業を自治体が積極的に取り組めるよう支援すること。

2、都市と地方の就職活動費用の格差是正とともに、どこでも情報を収集できるよう就

活ナビサイトの整備等を通じて地域雇用の情報格差を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月17日。

北海道三笠市議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定をいたします。

続いて、お諮りいたします。

意見書案第1号については、原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第1号若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

日程第5 意見書案第2号 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

議長（高橋 守氏） 日程の5 意見書案第2号住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書を議題といたします。

本案については、岩崎議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表して、岩崎議員から提案理由の説明を求めます。

岩崎議員、登壇説明願います。

（2番岩崎龍子氏 登壇）

2番（岩崎龍子氏） 意見書案第2号について、読み上げて提案にかえさせていただきます。

住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書。

現代社会における住民の暮らしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素と言えます。したがって、安全・安心に移動することは国民の基本的な人権の一つであり、その交通・運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割です。

昨年6月22日、政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について原則廃止の方針を打ち出し、地方運輸局もその対象としています。

地方運輸局は、御存じのとおり国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸にかかわる行政を行っています。

行政をどこが担うかを考えるとき、住民の安全・安心な暮らしにとってふさわしいのはどこなのかが重要な視点となります。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることは当然ですが、自治体の区域を越えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政にあっては、自治体よりも国のほうが効率的、効果的に担えるものと考えます。

そもそも、交通運輸行政は地方では担っていないことから国との二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、住民の基本的な人権たる移動する権利を国の責任で保障するためには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することはもちろん、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するためには、地方運輸局の充実こそ必要と言えます。

つきましては、下記の事項の実現を要望いたします。

記

1、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任を持って直接実施すること。

2、住民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。

3、広大な北海道の交通・運輸行政を充実するために、運輸支局を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年3月17日。

北海道三笠市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣。

以上です。御審議よろしくお願いたします。

議長（高橋 守氏） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定をいたしました。

続いて、お諮りいたします。

意見書案第2号については、原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第2号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

市長あいさつ

議 議長（高橋 守氏） この際、市長から発言の申し出がございますので、許可をいたしております。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 平成23年第1回定例会、また平成22年度最後の定例会ということで、最終日を迎えて、ここで一言ごあいさつを申し上げます。

私こと、平成19年4月、市民の皆さん方の信任を受けまして、5月より市政2期目のかじ取りをさせていただきました。あれから早いもので4年が経過いたします。この4年間、さまざまな課題がありましたが、何とか職責を全うすることができましたことも、議員各位の、また市民の皆さん方の多大な御協力と御理解を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、日本は今、経済的不況の中で、雇用や医療、介護など社会保障制度にかかわる問題も相まって、国の財政運営は厳しくなっております。さらに、今回の東北地方太平洋沖地震は、はかり知れない影響があるのではないかと心配いたしております。したがって、今後、地方自治体を取り巻く環境も、さらに厳しさを増してくることが懸念されております。

また、都市への一極集中型社会や全国規模での人口の減少傾向を考えたとき、地方の自治体はまちの存亡をかけ、地方間での競争が激化することも予想されます。

そのような中、三笠市は、ことし開庁130年という記念すべき年を迎えます。この間、約110年間は炭鉱に支えられたことも事実であります。しかし、記念すべきこの年を契機に、炭都のイメージを刷新し、新生三笠として自立したまちを確立していくために、これからも最大限努力していかなければならないだろうと、改めて考えているところであります。

その上で、市民と議会との協働のもと、自立したよりよい三笠のまちを創造するために、全力で取り組むべきと考えているところであります。

このたび、議員の皆さんの中には、任期満了で御勇退される方がいると伺っております。勇退される皆さんには今日まで市政発展のために御尽力をいただきましたこと、市民を代表し、お礼と感謝を申し上げます。

今後とも、先輩議員として、これからのまちづくりに対し、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、再選を目指す議員の皆さんにおかれましては、どうか健康に御留意されまして、所期の目的を達成されますようお祈り申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

議長あいさつ

議長（高橋 守氏） 続いて、私からごあいさつをさせていただきます。

皆様方のおかげをもちまして、この4年間、議長の形を通していただけましたことを本当に心から感謝を申し上げたいと思います。

この間、本当に皆さん方の御協力をもちまして、北海道で市議会では一番初めに議会基本条例の制定をさせていただきました。これは本当に議会を思う皆様方の思い、また市民を思う皆様方の思いでこのことができたのではないかと、本当に心から感謝を申し上げたいと思っています。

今後、このことを本当に基礎にしながら、より市民のための議会を目指していくために、それぞれが一つ一つ研さんを高めて頑張っていかなければならない時代に、より入ったのだと思っています。

また、今回の大地震において、いかに安心・安全というものが大事なことかということも議員皆さんとともに、また行政の皆さんとともに、さらに感じたことだと思っております。この安心して暮らせる三笠のまちづくり、本当に一生ここで暮らしてみたいと思われる三笠のまちづくり、130年の三笠のこの歴史が新たに開かれる次の議会だと私は思っています。

本当に市民にとって素晴らしい議決ができる議会により一層精進しながら、その成長できる機会であることを今後の議会に期待しまして、本当に4年間、皆様方にお世話になったことに感謝を申し上げまして、私のごあいさつにさせていただきますと思います。

本当にありがとうございました。（拍手）

閉会宣告

議長（高橋 守氏） 以上で、終了させていただきます。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員